

「あなたを守り隊！」アカウント(@ama_walking_pat)運用方針

1 アカウント運営主体

尼崎市危機管理安全局危機管理安全部生活安全課（以下、「生活安全課」という。）が運営します。

2 発信者及び発信時間等

- (1) 発信は生活安全課が行います。
- (2) 発信時間及び発信内容は、開庁日（毎週平日の月曜日から金曜日）の午前9時頃に前日の「尼崎市の事件等発生情報」等を発信します。

3 投稿（返信）できる内容

- (1) 不審な行動の人物を発見した場合

投稿内容の例：午前〇時頃、〇〇町〇〇番地付近において、ずっと電柱の陰に立っている不審な行動の人物を見かけました。その人物は、サングラスにマスクをした年齢40歳くらいの男性です。

※事件や事故を発見した場合は直ちに警察に通報して下さい。

- (2) 活動状況

投稿内容の例：今日〇時から〇〇公園付近を柴犬を連れてパトロールします。

4 投稿（返信）の方法

当アカウントに対しての投稿（返信）方法は、生活安全課が発信する「尼崎市の事件等発生情報」に返信する形で投稿して下さい。

5 投稿（返信）、フォロー、リツイートなどへの対応

- (1) 当アカウントからの返信は行いません。
- (2) 当アカウントからは、原則としてフォロー、リツイートは行いません。
- (3) 当アカウントに対するご意見やお問い合わせについては、ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp へお願いします。

6 留意事項

- (1) 当アカウントに投稿（返信）された内容について、状況によっては市が対応できないことがあります。あくまで投稿された内容については、隊員間の情報共有としてご活用下さい。
- (2) 当アカウントに対して、以下に定める投稿が確認された場合は、予告なく削除等の措置を講じることがあります。
 - ア 法令や公序良俗に反する内容
 - イ 誹謗中傷や第三者の権利を侵害する内容
 - ウ 本人に承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩する内容
 - エ 政治・宗教活動及びそれに付随する内容
 - オ 人種・思想・信条等の差別、または差別を助長させる内容
 - カ 広告、宣伝、勧誘等営利を目的とする内容
 - キ その他、生活安全課が不適切と判断した内容

7 免責事項

- (1) 当アカウントへの投稿により生じた直接・間接的な損失について、一切の責任を負いません。
- (2) 予告なく運用方針の変更や見直し、中止をする場合があります。

8 その他

ツイッターで流れる様々な情報については、成りすまし行為を使って事実と違う情報が流れる可能性もあります。

当アカウントに投稿された内容については、市が内容を保障するものではありません。
情報の正確さや発信元などを確認し、自己責任でご活用ください。

以 上